

# 5. 耕作放棄地等の解消・発生防止

## ① 耕作放棄地等の状況

### 主観ベース

#### ○ 耕作放棄地（農林業センサス）

農地所有者（農村在住者）の主観ベースの調査

平成12年	34.3万ha
平成17年	38.6万ha
平成22年	39.6万ha

注 「耕作放棄地」とは、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付する意思のない土地」。

### 客観ベース

#### ○ 荒廃農地

市町村による客観ベースの調査

（単位：万ha）

	荒廃農地 面積計	再生利用が可能 な荒廃農地	再生利用が困難 と見込まれる荒 廃農地	再生利用 された面積
平成20年	28.4	14.9	13.5	—
平成21年	28.7	15.1	13.7	0.6
平成22年	29.2	14.8	14.4	1.0
平成23年 （実績値）	27.8 （25.1）	14.8 （13.8）	13.0 （11.4）	1.2

注：1 「荒廃農地」とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」。

2 「再生利用が可能な荒廃農地」とは、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」。

3 「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」とは、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地」。

4 「再生利用された面積」とは、「耕作放棄地再生利用緊急対策等の実施により再生利用された荒廃農地の面積」

5 推計値の算出方法は以下のとおり（被災市町村等を除く）。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{荒廃農地の全国の} \\ \text{面積} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{l} \text{全域を調査した} \\ \text{1,286市町村の} \\ \text{荒廃農地の面積} \end{array} \right] \times \frac{\left[ \begin{array}{l} \text{H22農林業センサスの耕作放棄地の} \\ \text{全国面積} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{l} \text{全域を調査した1,286市町村のH22農林業} \\ \text{センサスの耕作放棄地の合計面積} \end{array} \right]}$$

# 5. ② 農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

(平成21年農地法改正)

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告を実施。
- 勧告に従わない場合には、最終的に都道府県知事が裁定を行い、利用権を設定できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合はその全員が分からない場合)については、公告手続で対応。

## 毎年1回、農地の利用状況を調査

### 遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

## 指導の実施

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 誰かに貸し付けるか

等を指導

## 遊休農地である旨の通知

指導に従わない

## 所有者等による利用計画の届出

## 必要な措置の勧告

- 内容が不適切
- 届出がない
- 計画通り行動しない

所有権移転等の協議  
(利用希望者 ⇄ 所有者等)

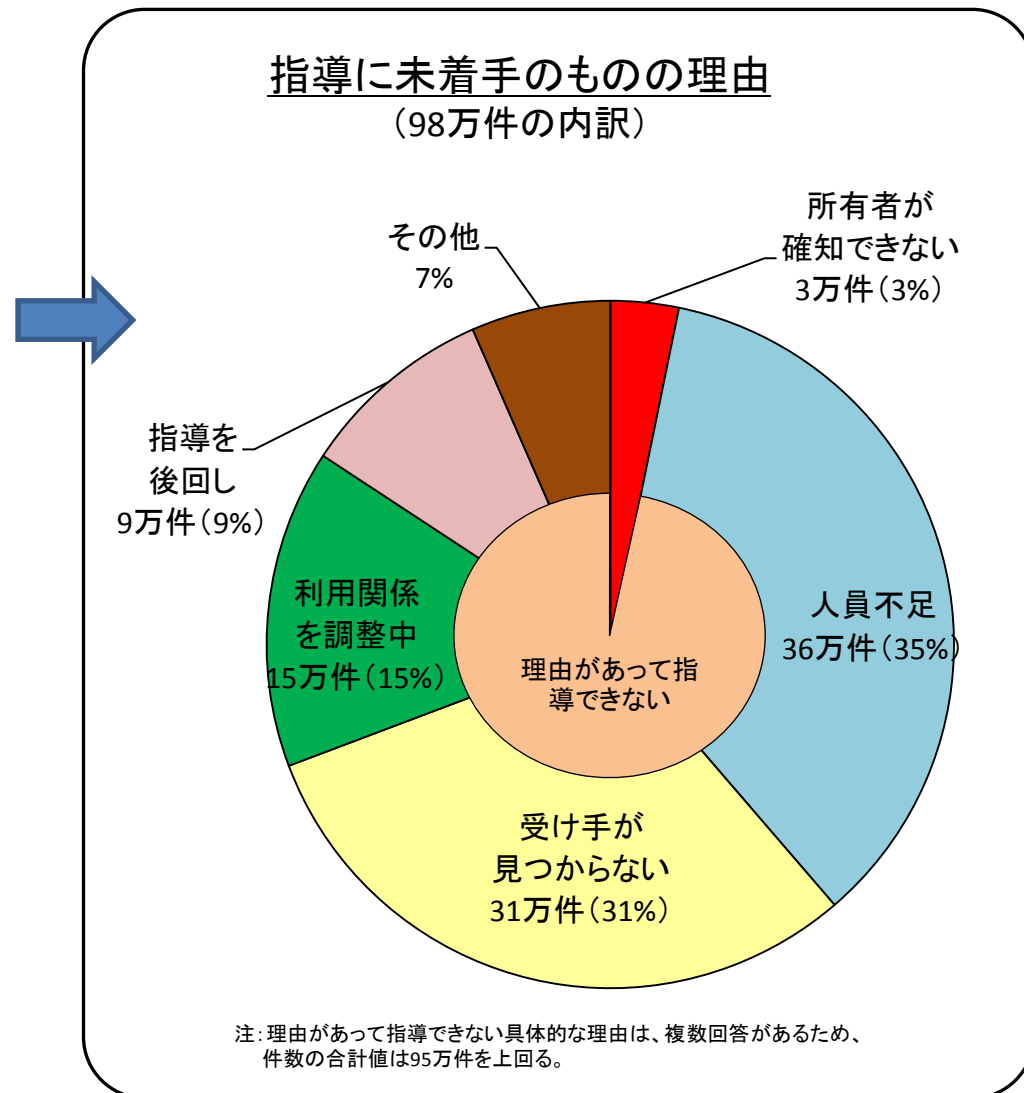
都道府県知事の調停  
協議が不調の場合、

都道府県知事の  
裁定

所有者を確認できない旨を公告

## 5. ③ 指導に未着手の理由

指導が必要なもの	136万件
(1) 指導に着手	38万件(26%)
(2) 指導に未着手(右図)	98万件(66%)
ア 所有者が確知できない (不在村地主等) 所有者又は利用者が不明 所有者の所在が不明 権利関係が錯綜	3万件
イ その他	95万件
・ 対象の件数が多く、人員不足のため対応できない	
・ 受け手を探しているが、見つからない	
・ 円滑化団体等との連携など、利用関係を調整中	
・ 当面、解消見込みがないので、後回しにしている	
・ その他	



資料: 農林水産省経営局農地政策課調べ(平成24年10月時点)

## 6. 農地に関する税制

### 固定資産税

#### 市街化区域の農地

市街化区域では農地はいずれ宅地化していくという想定なので、宅地並み課税

- 農地の評価は「宅地の価格 - 造成費相当額」
- 耕作放棄しても同じ評価

#### それ以外の農地

- 農地の評価は、農地としての売買価格
- 耕作放棄したからといって宅地になるわけではなく(そもそも転用許可が必要)、原野状態となるため、資産価値の評価は農地より下がる
- 固定資産税の性格からして、宅地並み課税ということにはならない

### 相続税

農地を相続した場合、相続人が農業を継続していれば、相続税の納税を猶予する制度あり

- 一部でも耕作放棄すれば、納税猶予は打ち切り(耕作放棄の面積が20%を超えると全額打ち切り)となり、利子をつけて納税義務

相続税の基礎控除(24年度 5千万円+1千万円×法定相続人の数)の範囲内に収まる場合は、納税猶予を利用する必要がないので、納税猶予の適用農地は、都市部中心に4万ha(農地455万haの1%程度)に過ぎない

- 相続人が農地を担い手に貸し付けた場合には、納税猶予は継続

## 7. 法人等の担い手向け融資・出資・税制

### 融資

#### スーパーL資金（日本政策金融公庫の低利資金）（平成6年～）

- 人・農地プランに中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金は、貸付当初5年間 実質無利子化（償還期限：25年以内）
  - 25年度融資枠：1000億円
  - 貸付限度額 個人：3億円（複数部門経営等は6億円）  
法人：10億円（常時従事者数に応じて20億円）
- ※24年度補正予算より2倍に拡大

### 出資

#### アグリビジネス投資育成(株)の出資（平成14年～）

- 農業法人の信用力の向上、経営権や財務の安定化等のために、アグリビジネス投資育成(株)が農業法人に対して出資

### 税制

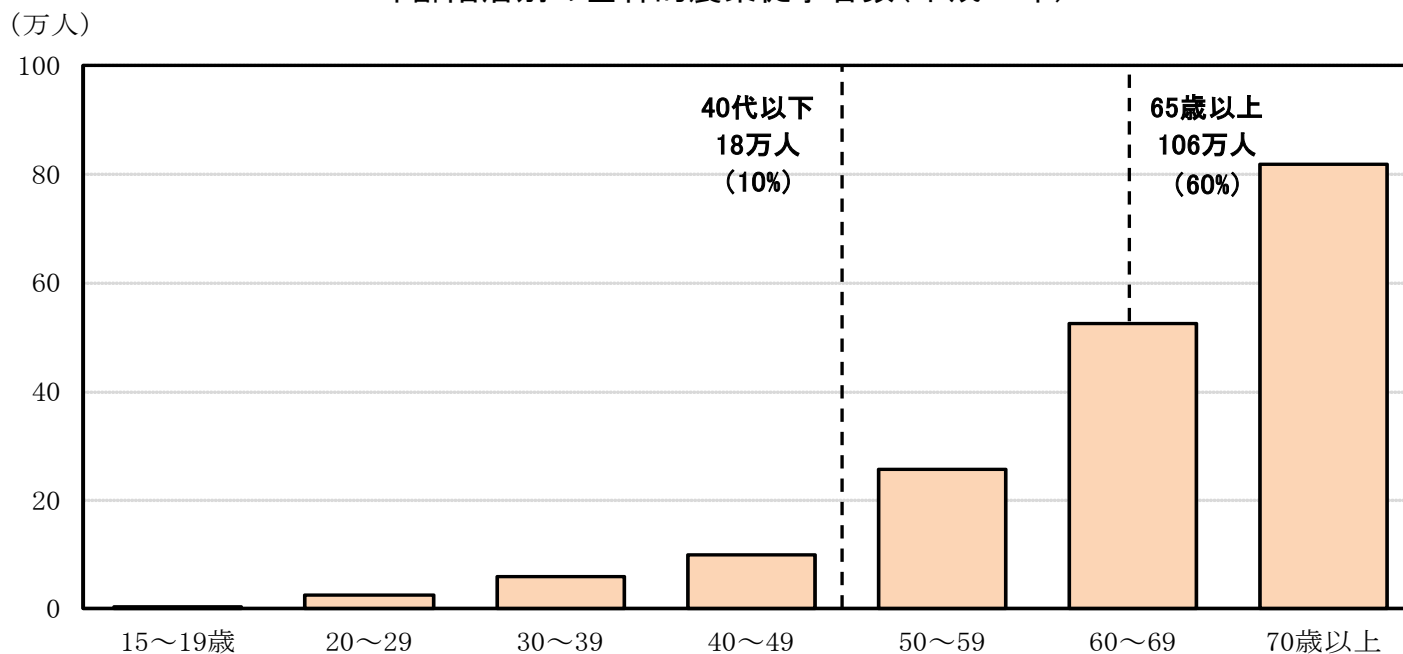
#### 農業経営基盤強化準備金制度

- 農業者戸別所得補償交付金等を積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入可能
- 積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳が可能

## 8. 新規就農対策 ①農業従事者の年齢構成

○ 平成24年の年齢構成を見ると、70代以上が46%、30代以下は5%（40代を加えても10%）という著しくアンバランスな状況。

年齢階層別の基幹的農業従事者数(平成24年)



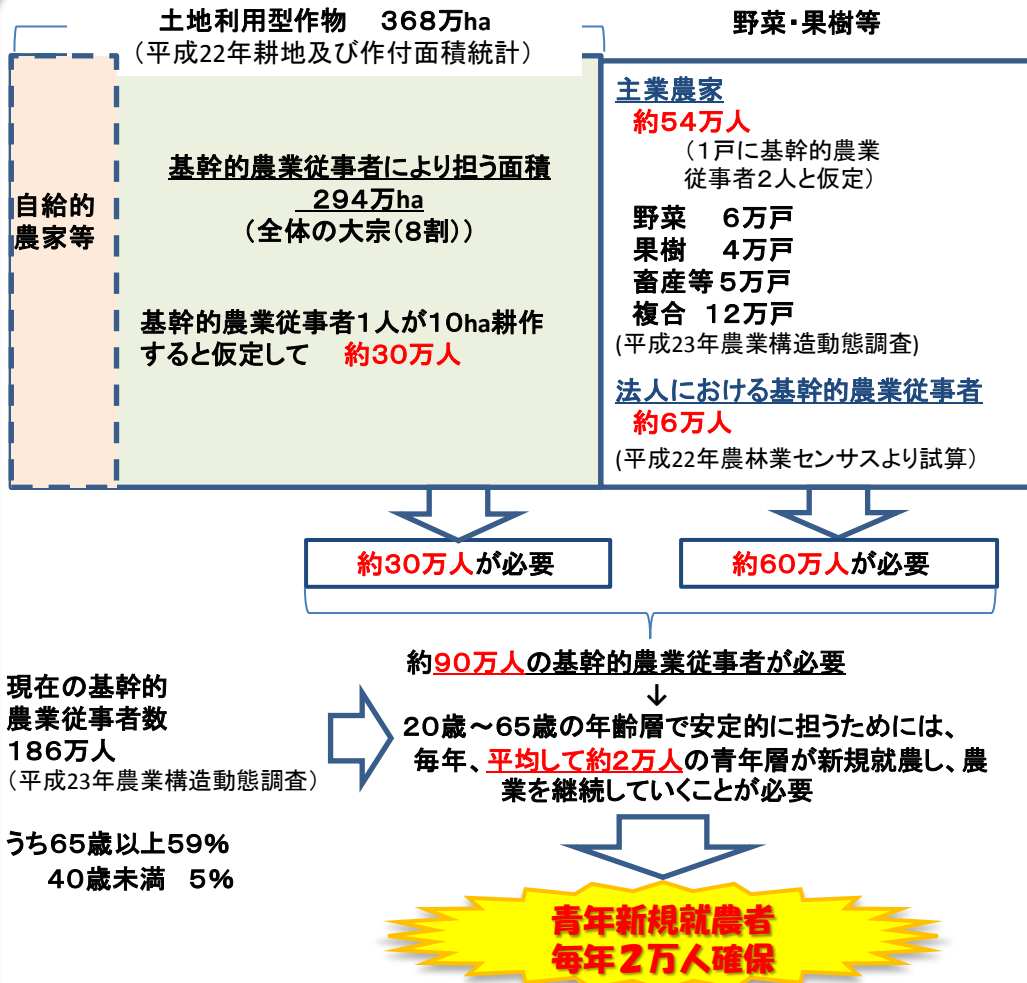
	15～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	計
人数 (万人)	0.1	2.5	5.9	9.8	25.5	52.5	81.5	177.8
シェア	0%	1%	3%	6%	14%	30%	46%	100%

(備考) 農林水産省統計部「農業構造動態調査(概数値)」(組替集計)により作成。

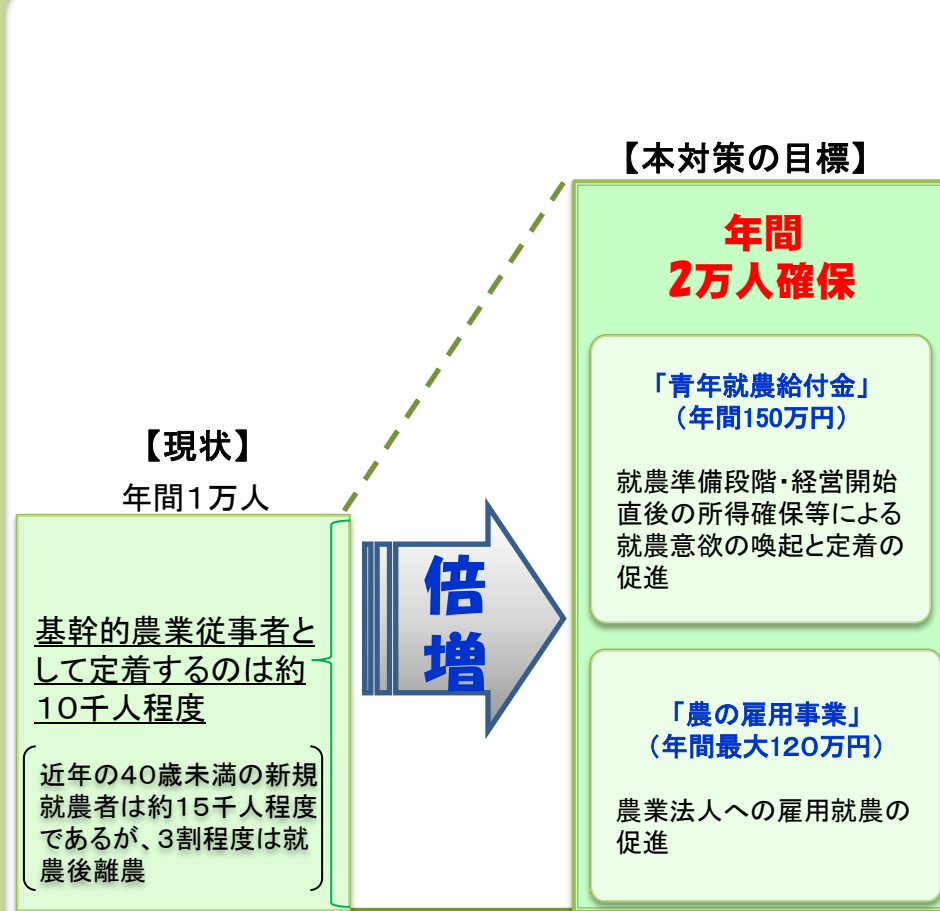
# 8. ②新規就農者の確保目標の考え方

- 持続的で力強い農業構造を実現するには、今後基幹的に農業に従事する者は約90万人(現在の半分程度)必要であり、これを65歳以下の年齢層で安定的に担うには、毎年約2万人の青年層の新規就農者・経営継承者を確保する必要。
- 近年の青年層の新規就農者・経営継承者は約1.5万人程度であるが、定着しているのは約1万人であり、これを倍増させることが必要。

## 基幹的農業従事者の必要数



## 青年新規就農者の確保目標



# 8. ③ 新規就農対策の全体像

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農 (※)	
<b>所得の確保</b> 最低賃金 (約820円×1800時間) の確保	<b>青年就農給付金(準備型) ①</b> ・県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について ・年間150万円を最長2年間給付 ○研修終了後1年以内に、独立・自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農を継続しない場合は全額返還	法人正職員として最低賃金以上を確保 <b>法人側に対して農の雇用事業 ③</b> 1)法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を助成(最長2年間) 2)法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために先進法人・他産業へ研修派遣する経費を助成(月最大10万円、最長2年間)	<b>青年就農給付金(経営開始型)②</b> ・人・農地プラン(東日本大震災の津波被災市町村が作成する経営再開マスタープランを含む。)に位置付けられている(又は位置づけられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について ・年間150万円を最長5年間給付 ○市町村等が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ○所得が250万円以上ある場合は給付しない ※親からの経営継承(親元就農から5年以内)や親の経営から独立した部門経営を行う場合も対象	
<b>技術の習得</b>	<b>農業経営者育成教育のレベルアップのための助成</b>			
<b>機械・施設の導入</b> 経営の複合化、多角化等に必要な物を含む			<b>就農支援資金(無利子)</b>	<b>スーパーL資金</b>
			<b>経営体育成支援事業</b>	
<b>農地の確保 就農相談</b>	就農しようとする市町村等とよく相談し、人・農地プランに位置付けてもらい、 ・農地利用の目途をつける ・法人正職員としての就農の内定をもらうなどの事前準備を支援。		農地利用集積円滑化事業等により農地利用を確保	



## 9. 農業構造改革の推進のために必要なこと

### 農業界と経済界の連携・協力 (対立構造からの脱却)

- 企業の農業参入
- 先端モデル農業の確立
  - (例) ・ 低コスト生産技術体系の確立
  - ・ ICTを活用した効率的生産体制の確立
  - ・ 低コスト農業機械・ロボットスーツ等の開発
- 農業経営者教育
- 食品の流通・加工業界の競争力強化(食品デフレからの脱却)